

在宅介護支援センター穂の香苑指定居宅支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人厚生会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下穂の香苑という。）が行う指定介護支援の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営にする事項を定め、穂の香苑の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 穂の香苑における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従い行うものとする

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、地域包括支援センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事務所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、穂の香苑の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 主任介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員 2名以上
常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第4条 穂の香苑の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日（祝日除く）。
土、日曜日及び祝日、12月30日から1月3日・8月15日は事業所が閉じてあります。
- (2) 営業時間 月～金曜（祝日除く）午前8時30分から午後5時30分とする。

上記以外の曜日・時間帯は常時、携帯電話にて連絡をとる事ができ、必要に応じて相談に応じることが可能です。職員輪番制にて24時間の連絡体制を確保し、対応しています。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 穂の香苑の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供にあたる。

- (1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。
- (2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他との連絡調整等を行う。
- (3) 当該要介護者が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設紹介の便宜の提供を行う。
- (4) その他の居宅サービス計画の達成に必要な事項
 - 1 介護支援専門員は、通常穂の香苑相談室又は利用者様宅において利用者の相談を受けるものとする
 - 2 介護支援専門員は介護サービス計画の作成に当たっては、アセスメントのための情報収集シート128、ケアプラン策定のための課題検討用紙を用いて行うものとする。
 - 3 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについて調整等を図るため、通常穂の香苑相談室又は利用者様宅においてサービス担当者会議を開催するものとする。
 - 4 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1回以上利用者宅を訪問するものとする。
 - 5 病院又は診療所に入院する利用者につき当該病院又は診療所の職員に対して、面談を行い、利用者に関する必要な情報を提供し、又は利用者に関する必要な情報の提供を求め受領し、その他の連携を行います。
 - 6 居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供等を行います。

- 7 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等の周知徹底とそれを目的とした会議を定期的開催します。
- 8 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚労省の定める公示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
- 9 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。穂の香苑から、片道1km当たり20円とする。
- 10 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域は、小山市、野木町、栃木市とする。

（その他運営についての留意事項）

第7条 穂の香苑は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年1回

- 1 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約内容とする。
- 3 高齢者虐待防止の推進として指針の整備、委員会の設置、研修会の実施等を行う。
- 4 身体拘束適正化の推進として指針の整備、委員会の設置、研修会の実施等を行う。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人厚生会と穂の香苑の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 8 月 2 日	一部改正
平成 23 年 7 月 12 日	一部修正
平成 26 年 7 月 1 日	一部修正
平成 27 年 8 月 1 日	一部修正
平成 28 年 11 月 1 日	一部修正
平成 30 年 4 月 1 日	一部修正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 4 年 6 月 8 日	一部改正
令和 4 年 8 月 1 日	一部改正
令和 5 年 4 月 1 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正